

球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「球都桐生」のブランドを活かしたイベントや活動を企画推進し、全国メディアへの発信も行うことで「桐生ブランド」を広く訴求し、地域の活性化を目指すことを目的とする事業者に対し、球都桐生プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）が補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、協議会が認めた事業者または次の各号を満たすものとする。

- (1) 補助対象者当たりの申請可能件数は各対象事業につき1件までとする。
- (2) 補助対象者は桐生市内に事業所を置く事業者もしくは桐生市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、協議会が行う事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に対して予算の範囲内で会長が定める額とする。

- 2 事業変更により補助対象経費に減額が生じたときは精算することとし、剰余を返還しなければならない。

(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、協議会が認めた事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの。
- (2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とするもの。
- (3) 法令に違反するもの、又はそのおそれがあるもの。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が補助金を交付することを適当でないと認めるもの。

(交付の申請及び決定)

第5条 各事業の補助金の交付を希望する事業者は、球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添付し、事業実施の1ヵ月前までに協議会へ申請することとする。

- (1) 球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他協議会が指示する書類

- 2 協議会は、前項の規定の申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金を交付すべきものと認めたときは、球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付(不交付)決定通知書（様式第4号）により、当該申請者へ通知するものとする。

- 3 補助対象事業者は、補助金の概算払が必要な場合は、補助金概算払請求書（様式第5号）を提出するものとし、協議会が認める場合には概算払を行うことができるものとする。

(計画の変更または中止)

第6条 補助対象事業者は、当該事業を中止するとき、又は交付申請書及び必要書類に変更が生じるときは球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金変更(中止)承認申請書（様式第6号）

を協議会へ提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- 2 協議会は、前項の規定の申請があったときは、その内容を審査し、球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第 7 号）により、当該申請者に通知する。この場合において、協議会は、前段の承認に際して必要な条件を付することができるものとする。

（補助金額の決定）

第 7 条 補助対象事業者は球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金実績報告書（様式第 8 号）に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添付し、事業実施後 14 日以内に協議会へ報告しなければならない。

- (1) 球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金請求書（様式第 9 号）
- (2) 球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金決算書（様式第 10 号）
- (3) その他協議会が指示する書類

- 2 協議会は、書類の審査及び補助金の額の確定を行い、球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付確定通知書（様式 11 号）により当該事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付および返還）

第 8 条 協議会は補助金額の確定後、事業者の指定する口座へ補助金を振り込むものとする。概算払済額が確定額を上回っている場合、補助金の返還命令書を当該事業者へ送付し、当該事業者は、命令の日から 20 日以内に返還額の納付を行わなければならない。

（事業の経理等）

第 9 条 補助対象事業者は、補助対象経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（中止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年から 3 年間これを保管しなければならない。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。